

平成28年6月28日

公開質問状

生活の党と山本太郎氏に
御中
存じます

〒305-0051 茨城県つくば市二の宮2-7-20-1階

坂本博之法律事務所内



全国動物ネットワーク

代表 鶴田真子美

Tel.090-6112-7179 FAX029-851-5586

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴政党の常日頃からの様々な社会問題に対する精力的なお取り組みに対して、敬意を表します。

さて、私たちは、飼主のいない動物、遺棄された動物、虐待を受けている動物、被災した動物等、動物を巡るいろいろな問題に取り組んでおります。現在、とりわけ、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」といいます)の平成24年9月5日改正の際の附則第15条に定められた、同改正法の施行後5年を目途として予定されている、同法の見直しについて、深い関心を寄せております。動物愛護管理法には、見直しをすべき点が多々あると同時に、関連する諸法令との整合性が取れていないと思われる点も多いと考えております。

この度、7月10日に参議院選挙が行われる予定ですが、そこで当選された議員の皆様が、予定される動物愛護管理法の改正作業に関わりを持たれることになるものと思えます。

そこで、私たちは、動物愛護管理法を中心とした動物を巡る諸法令に関する貴政党のお考えをお伺いいたしたく、以下の通りご質問を致します。

大変ご多忙な折から、お手数ではございますが、多くの国民の関心事でございますので、()へのチェックだけでもお願いできますことを、心からお願い申し上げます。

- 1 動物取扱業者、とりわけ第一種動物取扱業者による動物の不適切な飼育、それに対する行政による対応が十分ではない事例が多々報告されています。そのため、動物取扱業者の適正化を実現すべきことが必要であるうと思われれますが、貴政党は、この点について、どのような取り組みをされるお考えですか？

(具体的なお考えがありましたら、お書きください。)

適正化を促すべきと考えます。

また、第一種動物取扱業の適正化を図るために、①許可制の採用、②行政職員
の教育・増員等による行政権限を適切に行使できるような制度の構築、③深夜販
売・移動販売・ネット上の販売の禁止、④飼養施設の敷設規制の実施、⑤幼齢動
物の販売禁止(より具体的には8週齢規制の実施)等の実現の必要性等が指摘され
ていますが、それらの点について、どのようにお考えか、お聞かせください。

- ① について) 動物愛護管理法の規制は厳しいが、
② について) 現状を見れば、より厳しい縛りが必要か否かです。
③ について)
④ について)

また、動物愛護法では動物を守るために終生飼育を柱としています。「愛護動物
の生産・販売」の目的は利益を得るためであるとすると、動物愛護法の終生飼育と
利益の追求は相容れないものです。

また、私たちの社会では物の生産に伴う廃棄が存在し、環境を守るために「廃棄
物処理法」による物の廃棄処理を行なっています。ところが、人が動物を生産すると
きの生産・販売に伴う廃棄があるのに、動物愛護法に廃棄は存在させていません。
動物取扱業者による動物遺棄、虐待事例が起きているのは、「ごみや廃棄は存在して
いない」とすることから、遺棄、虐待が起きるのは当然のことと考えます。動物愛
護、終生飼育としたとき動物の生産、販売はあり得るのでしょうか。

お考えに近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 動物愛護法の終生飼養と、動物の生産販売・利益の追求は相容れない。
2 () 動物愛護法の終生飼養と、動物の生産販売・利益の追求は矛盾しない。
3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。

()

- 2 現在の動物愛護管理法の規定の下では、虐待された動物について、飼主が所有
権を放棄しない限り救出することは困難となっています。そのため、動物虐待に
対する効果的な対応をすることができるとするような法令の整備が必要であると考
えられますが、貴政党は、この点について、どのような取り組みをされるお考えで
すか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 動物虐待に対する効果的な対応を可能にする法整備が必要である。
- 2 () 動物虐待に対する効果的な対応を可能にする法整備は不要である。
- 3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。

()

また、虐待を受けた動物を救うために、①虐待の定義のより明確化、②虐待を受けた動物の行政による一時保護・所有権剥奪をして保護動物を保管飼養することができる規定の整備、③警察・行政・民間団体等関係諸機関の連携の明文化、等の改正が必要である、と思われませんが、それらの点について、どのようにお考えですか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 虐待される動物を救出するためには、上記①②③は必要である。
- 2 () 上記①②③は必要でない。
- 3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。

()

3 動物愛護管理法第44条第4項には、「愛護動物」についての定義が書かれています。そこでは、一定の種類の家畜、家禽のほか、「人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの」とされています。動物愛護管理法は、愛護動物に対して、虐待等の行為に対して、罰則を設けています。人が占有している両生類や魚類も愛護動物の範囲に含まれるべきではないかという意見がありますが、その点について、どのようにお考えですか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 人が占有している両生類や魚類も愛護動物の範囲に含まれるべきである。
- 2 () 人が占有している両生類や魚類は愛護動物の範囲に含まれるべきでない。
- 3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。

()

また、野生動物に対する虐待等の行為については、動物愛護管理法は、罰則の規定を設けておりませんが、野生動物に対する虐待等の行為についても、罰則を

設けるべきではないかという意見がありますが、その点について、どのようなにお考えですか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 野生動物に対する虐待等への罰則を設けるべきである。
 2 () 野生動物に対する虐待等への罰則を設けるべきではない。
 3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。

()

それから、動物愛護管理法第10条第1項は、第一種動物取扱業とされる業者について、哺乳類、鳥類又は爬虫類を取り扱う業者に限っていますが、動物取扱業の取扱う動物の範囲を両生類・魚類にも拡大すべきではないかという意見があります。その点について、どのようなにお考えですか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 動物取扱業の取扱を両生類、魚類に拡大すべきである。
 2 () 動物取扱業の取扱を両生類、魚類に拡大すべきでない。
 3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。

()

- 4 動物愛護管理法第35条第4項には、都道府県等(政令指定都市及び中核市を含みます)は、同法同条第1項の規定によって引き取った犬猫について、殺処分がなくなることを目指すべきことが明記されています。犬猫の殺処分をなくすために、どのような取り組みをすべきか、どのような法改正を行うべきか、貴政党のお考えをお聞かせください。

殺処分をなくすための取り組みについて、具体的なお考えがありましたら、お書きください。

(野生動物の養育、犬、猫の不妊去勢手術に力を入れて、行き場を失った動物を
 市町村は養育の役割を担う)

殺処分をなくすためには、各地方公共団体(都道府県等)だけではなく、市町村も含みます)に、生かすことを前提とした施設を設置することが必須であるうと思われまます。そのためには相当の予算措置も必要となるものと思われまます。この

点について、貴政党はどのようなにお考えですか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 施設の設置、そのための予算措置が必要である。
 2 () 施設の設置は不要、そのための予算措置は不要である。
 3 () その他 理由等ご自由に記入ください。
 ()

また、現状では、各都道府県等の収容施設は、犬猫を殺すことを前提とした施設となっており、犬猫を生かすための物的設備も人的資源も欠如しているものと思われまます。このような現状を早急に改善しなければならぬと思われまます。この点について、貴政党はどのようなにお考えですか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 行政の収容施設に生かすための物的設備・人的資源を投入すべきである。
 2 () 行政の収容施設に生かすための物的設備・人的資源は不要である。
 3 () その他 理由等ご自由に記入ください。
 ()

それから、現在、各都道府県等における殺処分の実行方法は、主に、二酸化炭素を用いた窒息死となっておりますが、これは、動物に非常な苦痛を与える方法であると指摘されています。このような方法は早急に改めるべきであろうと思われまますが、貴政党はどのようなにお考えですか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 () 二酸化炭素を用いた窒息死による殺処分方法を改めるべきである。
 2 () 現状維持でよい。
 3 (○) その他 理由等ご自由に記入ください。
 (殺処分自体に反対)

5 現在の動物愛護管理法には、動物実験に関して規制するための規定が完全に欠落しています。このような状態は他の先進国の法制度と比較しても著しい立ち遅れであるうと思われまます。貴政党は、次回の動物愛護管理法の見直しの際に、動物実験に関する法規制を盛り込むべきだとお考えですか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 () 動物実験に関する法規制を盛り込むべきである。
 2 () 動物実験に関する法規制は不要である。
 3 (○) その他 理由等ご自由に記入ください。
 (一定の規制は必要と考える)

また、実験動物に関する法規制を行う場合、①実験動物を取り扱う業者は第一種動物取扱業とすべきである、②実験動物に関する法規制を行う場合には、明文を以て3Rの推進を掲げるべきである、③動物実験については、第三者機関を設置してその規制の下に置き、且つ一定の公開がなされるべきである、という指摘があります。それらの点について、貴政党はどのようにお考えですか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) ①実験動物を取り扱う業者は第一種動物取扱業とすべきである。
 () ①実験動物を取り扱う業者は第一種動物取扱業とすべきでない。
 2 (○) ②明文を以て3Rの推進を掲げるべきである。
 () ②明文を以て3Rの推進を掲げるのは不要である。
 3 (○) 動物実験に関し、第三者機関の設置、その下での規制、且つ一定の公開がなされるべきである。
 () 動物実験に関し、第三者機関の設置、その下での規制、一定の公開はなされるべきではない。
 4 () その他 理由等ご自由に記入ください。
 ()

6 現在の動物愛護管理法には、産業動物に関する規定も欠落しています。産業動物については、その福祉の考慮はグローバルスタンダードとなっています。そこで、動物愛護管理法の改正に当たっては、産業動物について、5つの自由を法律に明記し、その精神を生かした飼養基準を明確にすべきであると考えますが、この点について、貴政党のお考えはいかがですか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 産業動物について、5つの自由を法律に明記し、その精神を生かした飼養

基準を明確にすべきである。

2 () 産業動物について、5つの自由を法律に明記し、その精神を生かした飼養基準を明確にする必要はない。

3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。

()

7 近時、私たちは、平成23年3月の東日本大震災、平成27年9月の茨城県常総市の水害、平成28年4月の熊本・大分地震という大きな災害を続けて経験しました。これらの災害の際の実態を見ると、被災した動物の保護や、動物を飼っている被災者が安心できる避難、と言った点について、現状では、著しい不備があると言わざるを得ません。

大きな災害が発生した場合、被災者が、その飼っている動物との同伴避難をすることが必ず実現できるような計画をあらかじめ策定しておくことが必要であろうと思われれます。

動物愛護管理法第6条第2項第3号には、都道府県が定める動物愛護管理推進計画の中に、「災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項」を定めるべきことが規定されています。そこで、同伴避難を実現できるような動物避難計画の策定をすべきことを、動物愛護管理法に盛り込むべきではないかと思われれますが、貴政党のお考えはいかがでしょうか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

1 (○) 動物愛護管理法に、同伴避難を実現できるような動物避難計画の策定をすべきことを盛り込むべきである。

2 () 動物愛護管理法に、同伴避難を実現できるような動物避難計画の策定は不要である。

3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。

()

動物愛護管理法は、災害時における動物に関する事項に関する計画の策定を都道府県の責務としていますが、災害対策基本法第40条、第42条は、地域防災計画の策定主体として都道府県だけではなく、市町村をも定めており、実際に災害が発生した場合に、現場で対応する主体は市町村となります。ところが、市町村には、被災動物やその飼主の救済という発想が殆どありません。このような現状を

改善するためには、動物愛護管理法と災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法等の他の法令との間で整合性を図る必要があると思われませんが、貴政党はどのようなお考えでしょうか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 動物愛護管理法と、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法等の他の法令との間で整合性を図る必要がある。
- 2 () 動物愛護管理法と、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法等の他の法令との間で整合性を図る必要はない。
- 3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。
- ()

8 動物愛護管理法には、都道府県についての規定はありませんが、市町村の責務等について、何らの規定もありません。前記の災害対策に関してもそうですが、保護された動物の取扱いや、飼主のいない猫に対する取り組みや犬猫の避妊去勢に対する助成についても、市町村のかかわりが大きな意味を持っているものと思われまます。そこで、動物愛護管理法の中に、新たに市町村の責務に関する定めを設けるべきだと思われませんが、貴政党のご意見は如何でしょうか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 動物愛護管理法の中に、市町村の責務に関する定めを設けるべきである。
- 2 () 動物愛護管理法の中に、市町村の責務に関する定めは不要である。
- 3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。
- ()

9 平成24年における動物愛護管理法の改正の際に、参議院では、飼主のいない猫について、地域猫対策の官民挙げての推進を図るべきことを含んだ、付帯決議を行っております。そこで、地域猫活動の推進に向けて、貴政党は、どのような法令の整備、施策の推進をされるご予定か、お聞かせください。

- 1 () 地域猫活動の推進に向けて、下記の法整備、施策の推進を予定している：
- ()
- ()

2 (○) 今のところ、特に考えはない。
が、法整備は必要がある。

また、近時、条例を制定して飼主のいない猫に対する給餌の制限を行うという市町村が現れています。このような規制方法について、貴政党はどのようなお考えですか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 () 飼主のいない猫への給餌の制限について、反対である。
2 () 飼主のいない猫への給餌の制限について、賛成である。
3 (○) その他 理由等ご自由に記入ください。
(制限については及みず、同様に迷惑モロワル場合は対策を講じるべき)

10 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護法」と言います) 第2条第3項、同法施行規則第3条及び別表第一によると、今でもノネコ、ノイヌが狩猟の対象とされる動物として挙げられています。ノネコ、ノイヌは、愛護動物としての猫、犬と同じ動物であり、この規定は、動物愛護法第44条第1項～第3項の規定との間で整合性を欠いていると思われます。貴政党は、この点の改正をされるお考えはありますか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 鳥獣保護法のノネコ、ノイヌは狩猟対象とすべきでなく、動物愛護管理法との整合性のためにも、この部分を削除する法改正が必要である。
2 () 鳥獣保護法で狩猟対象とされるノネコ、ノイヌは現状維持でよく、法改正は不要である。
3 () その他 理由等ご自由に記入ください。
()

11 日本では、現在、国内における狂犬病の発生はありません。また、狂犬病予防法に基づいているという名目のもと、保健所において幼齢のものも含め、犬猫が劣悪な環境の下に保管されているという現状があります(因みに、狂犬病予防法には、猫や子犬の抑留に関する規定はありません)。従って、狂犬病予防法第6条の犬の捕獲、処分等に関する規定、第18条、第18条の2の係留されていない犬の抑留、薬殺の規定等は廃止すべきであると思われます。この点について、貴

政党はどのようなにお考えですか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

1 (○) 狂犬病予防法の第6条の犬の捕獲、処分等に関する規定、第18条の係留
されてない犬の抑留、棄殺の規定等は廃止すべきである。

2 () 狂犬病予防法の第6条の犬の捕獲、処分等に関する規定、第18条の係留
されてない犬の抑留、棄殺の規定等は廃止すべきである。

3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。
()

猫の抑留と処分について、お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

1 (○) 猫の抑留と処分は違法であり直ちに辞めるべきである。

2 () 猫の抑留と処分は現状維持で継続すべきである。

3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。
()

12 鳥獣保護法第80条第1項、同法施行規則第78条第2項は、鳥獣保護法で保護さ
れる鳥獣から、イルカ、クジラ類を除外しており、これらの動物は、哺乳類であ
りながら、漁業法の対象とされています。この点は、動物愛護管理法の趣旨とも
整合性がないと思われまます。貴政党は、この点について、どのようにお考えで
すか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

1 () イルカ、クジラ類は哺乳類であることから鳥獣保護法で保護されるべきも
のであり、漁業法の対象からはすべきである。

2 () イルカ、クジラは鳥獣保護法で保護される必要はなく、漁業法の対象にす
べきである。

3 (○) その他 理由等ご自由にご記入ください。
(自然界の動物は対象であり、慎重に検討するべき)

13 現在、動物の死体に関する法令の規定は非常に混乱しています。例えば、第
一に、犬や猫の死体には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理

法」と言います)の適用がないと言われています。そのため、犬猫の死体の焼却施設には構造基準はなく、伝染病に罹患した犬猫の死体の埋設にも何らの法規制もない状態です。貴政党は、このような状態について、改善をされるご予定はありますか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 犬猫の死体の処理に関して法規制をかけるべきである。
 2 () 犬猫の死体の処理に関して法規制は不要である。
 3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。
 ()

第二に、産業動物の死体について、廃棄物処理法第2条第4項、同法施行令第2条第4号の2、第11号は、屠畜場において屠殺・解体した獣畜等、畜産農業に係る動物の死体を産業廃棄物と規定し、同法第15条第1項、同法施行令第7条第14号ハに規定される、いわゆる管理型最終処分場(遮水工及び浸出水処理施設を備えた最終処分場)において処理をすることとされている一方、家畜伝染病予防法第21条第1項、同法施行規則第30条、別表第三、二によると、伝染病に罹患した家畜の死体は、素掘りの穴に埋却することが可能となっております。これは、牧場において事故で死亡した牛よりも、伝染病で死亡した牛の方が、より簡易な処理をすることができるといふことです。貴政党は、このような状態について、改善をされるご予定はありますか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

- 1 (○) 産業廃棄物である家畜の死体と、伝染病に罹患した家畜の死体の処理について、法令相互の整合性を図るべく、見直しをすべきである。
 2 () 家畜の死体の処理に関する法律を見直す必要はない。
 3 () その他 理由等ご自由にご記入ください。
 ()

第三に、化製場等に関する法律(以下「化製場法」と言います)第1条第3項、第3条第2項、第4条は、同法に定める死亡獣畜については、廃棄物処理法を適用しないようであり、上記の条項に定められる「死亡獣畜取扱場」において、死亡獣畜の埋却を行うことが可能とされています。そして、化製場法に基づいて定められた

各都道府県等の条例では、廃棄物処理法で定められているような特別の構造基準のない素掘りの穴において処理することが可能となっているようです。貴政党は、このような状態について、改善をされるご予定はありますか？

お考えが近いものにチェックをお願いいたします。

1 (○) 化製場法に定める死亡獣畜の取扱について、**廃棄物処理法の適用など、法令相互の整合性を図るべく、見直しが必要である。**

2 () 化製場法に定める死亡獣畜の取扱について、**法的な見直しは不要である。**

3 () その他 **理由等ご自由にご記入ください。**

(

)

以上の点について、お手数ですが、本書面到達後、1週間以内にご回答をいただきますよう、お願いいたします。なお、ご不明の点がありましたら、上記当会代表までお問合せいただければ幸いです。また、この公開質問状及び貴政党からのご回答の内容やご回答の有無については、当ネットワークのホームページ上で公開することを予定しておりますので、その旨予めご理解ください。

以上、ご質問いたしましたので、ご回答のほど、よろしくお願いたします。

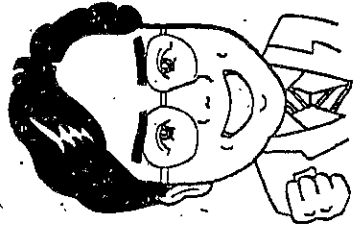
FAX送信表

2016年7月4日

全国事務所
本社07-7



☎029-851-5586



井上哲士事務所

(担当: 加藤)

〒100-8962

東京都千代田区永田町2-1-1

参議院議員会館321号室

TEL03-6550-0321

FAX03-6551-0321

<http://www.inoue-satoshi.com/>

本送付状を含めて 6 枚送付しました。よろしくご査収下さい。

先日は、公開質問状をいただき、ありがとうございます。
ご返信した。

回答を送付させていただきました。
よろしくお返事致します。

以上

※ 万一、誤って送信された場合にはお手数ですが、発信者までご連絡いただきますようお願いいたします。

●全国動物ネットワークの公開質問状に対する回答

日本共産党

質問 1

動物愛護管理法が改正され、法的には動物取扱業者に一定の規制が強化されました。それが十分に取組み組まれているか、そのほかに問題はないかなど、業者の利益優先ではなく、動物の命と健康、予防原則の立場から再検討し、見直しの必要があれば改善のため努力をしていきたい。

質問 1—①

現行の動物愛護管理法における登録制については、既に登録の拒否及び取消しという概念があります。それが許可制と同等レベルの規制として機能しているのか、自治体の条例等で必要などところは強化できているのかについて、実態を見ながら必要に応じて許可制は判断していきたい。

質問 1—②

制度の構築は必要であり、同時にそれを実行するための自治体への財政、情報の提供等必要な支援措置も不可欠と考えます。

質問 1—③

政省令で夜間（午後8時～翌午前8時）における犬猫の展示が禁止されたことや、ネットを含めペットを販売する場合、必ず顧客に直接、動物の状態を見せ、対面して飼育方法などを説明することを義務化したことは、犬猫等を保護し、悪質業者をなくしていくうえで、一定改善されたと思われれます。しかし、移動販売については、一頭一頭の体調管理が十分できないことや、イベントとして土日に行われることが多く、問題があっても行政が巡回監視に行けないという問題があるので、何らかの規制が必要です。

質問 1—④

「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」などを遵守しておらず、近隣住民から悪臭や騒音などの苦情が寄せられる動物取扱業者が数多く存在します。行政が具体的に改善指導できるよう、また、近隣住民に説明がしやすいよう客観的な数値基準をつくるべきです（アンモニア濃度、騒音、温度、湿度など）。また、動物福祉の観点から、適正規模で営業するよう、飼育者1人あたりの飼育頭数上限や、面積あたりの飼育加納頭数などの数値基準はつくるべきです。

質問 1—

回答、1. 動物愛護法の終生飼養と、動物の生産販売・利益の追及は相容れない。

質問 2—

1. どうぶつ虐待に対する効果的な対応を可能にする法整備が必要である。

質問 2—

3. その他

①、②は必要と思いますが、③については、まずは国民への動物愛護に対する意識向上をはかりながら、行政・民間団体等関係諸機関の連携の明文化し、国が積極的に地方自治体への人的・財政的支援を徹底する。

質問 3—

3. その他

両生類や魚類が遺棄、放流された場合、河川や湖沼を管理することは難しく、河川の生態系に悪影響を与えたり、感染症を拡散させ、水産業に影響を与える可能性がある。顧客に対し、適正な飼養や遺棄・放流の禁止等を啓発普及していくため、愛護動物（動物法 4 4 条の対象動物）ではなく、動物取扱業が取り扱う対象動物（動物法 1 0 条の対象動物）に含めるのが妥当と考えています。

質問 3—

3. その他

野生動物に対する虐待等の行為については、鳥獣保護法でしっかり対応できるようにすべきです。

質問 3—

1. 動物取扱業の取扱を両生類、魚類に拡大すべきである。

質問 4—

殺処分を減らすためには、何よりも飼い主の責任として、ペットが死ぬまで飼いつづけることが基本です。同時に、引き取り手が見つからないまま子犬・子猫が処分されることがないよう、里親を探すなど譲渡する数を増やすことが重要です。そのため、自治体の動物愛護センターが保護し譲渡する施設として機能するようにする。また、里親を探すなどの活動をしている動物愛護団体やNPOへの公的支援を強化する必要があると考えます。

質問 4—

1. 施設の設置、そのための予算措置が必要である。

質問 4—

1. 行政の収容施設に生かすための物的設備・人的資源を投入すべきである。

質問 4—

1. 二酸化炭素を用いた窒息死による殺処分は改めるべきである。

質問 5—

3. その他

先進各国では、動物実験に替わって、動物を使用しない試験方法（代替法）の開発がすすめられている。OECDなどにおいても、試験ガイドラインのなかに代替法を採用することで動物実験を削減しようとする動きもあります。代替法の採用を進め、動物実験を可能な限り回避するよう努力義務規定を設けます。

質問 5—

- ①. 実験動物を取り扱う業者は第一種動物取扱業とすべきである。
- ②. 明文を以て3 Rの推進を掲げるべきである。
- ③. 動物愛護団体などは、第三者機関まで必要とするが、現状、動物実験にそこまでの必要があるかは、国民の意識・動向をみながら、今後の検討課題としたいので、回答はしない。
- ④.

質問 6

1. 産業動物について、5つの自由を法律に明記し、その精神を生かした飼養基準を明確にすべきである。

質問 7

3. その他

東日本大震災や熊本地震の教訓からも、動物愛護者だけでなく、国民全体の中に災害対策での避難計画にペットの避難を位置づける必要があります。そのためにも、災害対策基本法の地域防災計画にペットの同行避難を加えるべきです。

質問 7

1. 動物愛護管理法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法等の他の法令との間

で整合性を図る必要がある。

質問 8

3. その他

動物愛護管理行政で、実際の業務においては市町村が住民対応の窓口になり、直接に住民と接して業務を行うことから、動物愛護管理法の中に、市町村の責務に関する定めを設けていく必要があるが、同時にその業務を市町村が実行できる国からの人的・財政的支援が必要です。

質問 9

3. その他

地域住民の合意のもとに猫を管理する「地域猫活動」によって成果をあげつつ事例も見られるが、以前として不適切な給餌や不妊去勢の未処理により猫が増える事例もある。この問題の解決には、地域住民やボランティア、行政担当者等、関係社による地道な努力が求められることから、一律の規制ではなく、条例や自治体による指導等で地域の実情にあった対策を講じていくべきです。

質問 9

2. 飼い主のいない猫への給餌の制限について、賛成である。

(「飼い主のいない猫」を適正に管理しながら共生するため、去勢・不妊手術を行ってこれ以上増やさないようにしたうえで、えさのあたえ方、片付け、ふん尿の始末(猫用のトイレの設置等)など、地域住民やボランティア、行政が一体となって管理していくとが、「飼い主のいない猫」の減少にもつながると考えます。)

質問 10

3. その他

ノイヌ・ノネコについては、捕獲の実態把握がされていないことから、まず実態を把握すると同時に、ノイヌ・ノネコを捕獲した場合、逸走した犬猫、迷子の犬猫である可能性もある中で、必ず動物愛護担当部署へ連絡し、その場で処理はしないようにする必要があると考えます。そのうえで、必要な見直しをしていく必要があると考えます。

質問 11

3. その他

万が一、狂犬病が発生した場合でも、人用の狂犬病予防接種、また発病を予防するための薬等の備えてあるならば、この規定の廃止は可能かと思われれます。また、犬の処分等については、この処分を殺処分と解釈して対応している自治体が数多く存在すると聞く。

改正された動物愛護管理法と同様に、犬の取り扱いは、新しい飼い主に譲渡するなど生かす努力をすべきです。

質問 1 1

2. 猫の抑留と処分は現状維持で継続すべきである。

猫の抑留と処分については、この処分を殺処分と解釈して対応している自治体が数多く存在すると聞くが、改正された動物愛護管理法と同様に、猫の取り扱いは、新しい飼い主に譲渡するなど生かす努力をすべきです。

質問 1 2

3. その他

イルカ、クジラ類は哺乳類であることから鳥獣保護法で保護されるものだとは思いますが、捕鯨などはクジラ資源の科学的な調査や国際的な合意を前提として、資源の十分あるクジラ種については、人間の食料資源としての利用は許されると考えています。

質問 1 3—第一

1. 犬猫の死体の処理に関して法規制をかけるべきである。

(伝染病に対する措置は、保健所など厚労省でしつかりやる必要がありますが、近年ペットブームのなか、悪質業者によるペット葬儀などでトラブルも発生しており、まじめにやっている業者が守られる法律が必要だと考えます。)

質問 1 3—第二

3. その他

処分方法について、実態を踏まえながらよく検討する必要があると考えます。なお、埋却地については、最低限、事前の適地性の確認はしておく必要があります。

質問 1 3—第三

3. その他

処分方法について、実態をよく調査しながら、公衆衛生上害を生ずる恐れがないよう、今後必要な構造基準の見直しをする必要があると考えます。

以上

5